

郡山市工事成績評定要綱

平成 19 年 2 月 22 日 制定

平成 20 年 4 月 1 日 一部改正

平成 27 年 4 月 1 日 一部改正

平成 31 年 4 月 1 日 一部改正

[財務部技術検査課]

(目的)

第 1 条 この要綱は、市が発注する請負工事（以下「工事」という。）の成績の評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ適正な工事評定を図り、もって良質な工事を確保し、工事受注者の適正な評価及び指導育成の資することを目的とする。

(評定の対象)

第 2 条 評定の対象とする工事は、1 件の請負金額が 500 万円以上の工事とし、工事成績採点の考査項目別運用表兼プロセスチェックリストを利用する。

2 次の工事については対象外とする。

- (1) 解体工事
- (2) 出来形、品質等を求めない工事

(評定の内容)

第 3 条 評定は、施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、高度技術力、創意工夫、環境対策、社会性等の評価項目について行うものとする。

(評定者)

第 4 条 評定を行う者は（以下「評定者」という。）は、次のとおりとする。

第一評定者 監督員

第二評定者 係長等

第三評定者 郡山市工事等検査実施要綱（平成 7 年 4 月 1 日制定）第 4 条第 2 項の規定に基づき検査員として指定された者

(評定の方法)

第 5 条 評定は、各評価項目について、工事ごと及び評定者ごとにそれぞれの確かつ公正に行うものとする。

- 2 工事成績の採点は、工事成績採点表（様式第 1）により行うものとする。
- 3 細目別評定点の採点は、細目別評定点採点表（様式第 2）により行うものとする。
- 4 評定結果は、工事成績評定表（様式第 3）に記録するものとする。

(評定の時期)

第 6 条 評定の時期は、第一評定者及び第二評定者については工事が竣工したとき、又は部分竣工した時に行うものとし、第三評定者は当該工事の検査を実施したときにそれぞれ行うものとする。

(評定の通知)

第 7 条 評定を行ったときは、速やかに、当該工事の受注者に対して、評定の結果を郡山市工事成績評定通知実施要領（平成 19 年 4 月 1 日制定）に基づき通知するものとする。

(評定の修正)

第 8 条 前条の規定により通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場

合には、当該評定を修正しなければならない。

2 前項の規定により評定の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 第7条又は第8条による通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日(「市の休日」を含む。)以内に、書面により、市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項の説明を求められたときには、書面により回答をするものとする。この場合において、必要と認めるときは、市長は、郡山市工事成績評定評価委員会(以下「評価委員会」という。)の意見を求めることができる。

(郡山市工事成績評定評価委員会)

第10条 前条第2項の規定による説明の求めに対する回答その他工事の評定に関し、必要な事項について審議するため、評価委員会を置く。

(評定表の提出)

第11条 評定者は、評定を行ったときは、500万円以上1,000万円未満の請負金額に係る工事にあつては工事を担当する部の長(以下「工事担当部長」という。)に、1,000万円以上の請負金額に係る工事にあつては技術検査課長を経て財務部長に、遅滞なく工事成績評定表を提出するものとする。

(評定表の引継ぎ)

第12条 工事担当部長は、工事が終了した日の属する年度の翌年度の5月末日までに工事成績評定表を技術検査課長に送付するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、評定並びに評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。